

第 3 6 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 5 年 5 月 3 1 日 (水) 午後 5 時 0 0 分

と ころ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

		3番 東清俊
4番 和田千代	5番 松尾志信	6番 早俊夫
7番 福永吉孝	8番 河嶋幸男	
10番 西田尚夫		

欠席委員

1番 赤尾裕子	2番 松井和幸	9番 岡田昌樹

遅刻委員

出席事務局 北村GL、田中、山崎

令和5年5月31日（水）午後5時00分小浜市役所3階302会議室において、第36回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第166号 農地転用事業計画変更申請について

議案第167号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第168号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第169号 現況証明申請について

議案第170号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

報告第39号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

報告第40号 合意解約の届出について

【議長】ただいまより第36回小浜市農業委員会を開催いたします。

（会長あいさつ）

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より5月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番福永委員、3番東委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、6番早委員、8番河嶋委員でした。

それでは、『議案第166号農地転用事業計画変更申請について』を上程いたします。なお、1番案件につきましては、許可条件違反案件であることから、申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】ここで、1番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室を求めます。

<申請人が入室する>

【議長】申請人は自己紹介をしていただきまして、申請地が許可条件違反に至った経緯の説明をお願いします。

【申請人】始末書にある程度のことは記載させていただいたんですけど、元々〇〇さんの方で建売住宅建設ということで用地を取得されたんですけど、用地を取得されて水道管やらの造成工事をしているときに〇〇さんの方からこの土地を購入させてくれないかというお話があったそうです。〇〇としては〇〇さんが建築業者ですので、何をされるんやという話をしたら、倉庫を建てるんや、ということでそのときにはどのぐらいの大きさのものを建てるんやとかいう確認はされなかったようで、倉庫を建てるんやったら建物を建てるんやからとその辺は認識が甘かったといえれば甘かったんですけど、まあいいやろということで〇〇さんには特に確認せずに売却されたということです。実際は建てた段階でちょっと小さい倉庫を建てられてあとはトラックを置く駐車場としてスペースを使っておられるんですけど、それで完了届をそろそろ出しておいてね、となって事務局に確認したところ、これは転用目的と違うので変更届を出してください、とそれにあたって本来なら車庫を建てる前に出すべき書類なので始末書を出してくださいといわれて提出させていただいたところ。あと、倉庫に比べて土地が広いやないかと、多分皆さん思われるかたもいらっしやるかと思うんですけど、土地って選べないですから、一反を分筆してそこに車庫を建てるんやという場合だとそれは広すぎるから狭くしてくれというのも可能やと思うんですけど、〇〇さん自宅兼事務所ということで事業をされてまして、近くに倉庫を建てたいなと思っておられたと、住宅分譲地とか住宅建てているところを1区画買って、倉庫置いたりトラック停めたりというのはさすがに周辺の方に迷惑がかかるかなということで躊躇されていたところ、たまたまその場所が売地になってあそこなら住宅が並んでいるわけでもないですし表が道路ですので、買いたいということで買われて、今、現在はあれぐらいいしから建てる費用もないのであれぐらいあれば自分のところも備品等も全部しまえるし

トラックも置けるしというようなことで購入されたという経緯です。

【議長】それでは質疑を行います。委員は申請者への質疑をお願いします。

【議長】私からよろしいですか。農業委員会は申請を受けて〇〇から出てきた申請に対して審議をしています。〇〇は申請どおりにしないといけないことを知っていると思います。こんなことしたらあかんとわかっていると。やはり申請するなら変更届を出していただくのが筋かなという風に思いますのでそれだけきちんとしてください。

【申請人】はい、わかりました。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、申請人は退室をお願いします。ご説明ありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【5番委員】宅地分譲はできない土地ですよ。難しいんですけど、これって建物建てたという形になるのかどうか。ちょっと難しいなと。これ駐車場という恰好でもいいんですかね。

【事務局】今回の申請にあたりまして、変更申請ということで転用目的を住宅から倉庫および駐車場に変更するというので、元々の転用の申請で駐車場または資材置き場である場合、資材置き場および駐車場の計画書というの提出することは決まっているんですけど、今回の変更申請にも駐車場の計画書の提出もいただきました。そこに必要性なども書かれております。今回問題となるのは住宅ということで許可を受けているにも関わらず、住宅という目的やないものにしたというのが問題でして、元々ちゃんと手続きを踏んでいけば許可要件もありますし、最初から倉庫および駐車場ということで転用の申請が出ていけば許可は止むを得なかった案件かなと思います。今回、追認の申請ということでそういうことも勘案して止むを得ないと判断できれば県へ進達したいと思っております。

【議長】何かございませんか。最初にそうやって変更なら変更で出していただければそれでいいんですけど、やってしまってから出してくるのが一番あかんと思う。〇〇も分かるとるはず。今後ないようにしてもらいたい。これは〇〇さんの方がしっかり守っていただくということで。申請していただければこちらは受理させていただくということで。他にございませんか。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第166号農地転用事業計画変更申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第167号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』および『議案第168号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。議案第167号と議案第168号の1番は関連する案件のため一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【5番委員】5条のNo.3について、ここは以前、駐車場やったと思うんですがそのあと畑にされたときに農地に戻しておられるんですか。

【事務局】過去には転用許可を得て駐車場にして使われていたということなんですけど、〇〇が駐車場として使われなくなったときに地権者の〇〇さんのところに返還されたそうなんですけど、そのときに作土を入れて畑という形で返還を受けたということです。作土は入れてもらったんですが結局、土が流れ出てしまったり、土の状態が悪かったりすることで、なかなか耕作できずに今に至っているというお話でした。

【5番委員】元々の地目は畑なんですかね。

【事務局】登記地目は田なんですけど作土を入れた状態で畑という現況です。

【5番委員】以前に農地転用の許可を得られたときは地目変更してないということですね。

【事務局】そうです。賃借権の設定だったので、登記地目の変更をするのを忘れられたんやと思います。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、採決に入ります。『議案第167号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第167号農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第168号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第168号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第169号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第169号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第170号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第170号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表』は、原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、『報告第39号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

続きまして、『報告第40号合意解約の届出について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 これですべての議案を終了しました。

【議長】 他に何かございませんか。来月の日程を。

<事務局来月の日程報告>

【議長】 他にないようでしたら以上をもちまして、第36回農業委員会を終了させていただきます。